

国立大学法人宮城教育大学学生後援会 課外活動助成基準

1 趣 旨

学生団体における課外活動は、民主的な発展と、全人的な発達を期待するところであり、大学としても課外活動は、重要な意味をもつものとする。

このような趣旨を踏まえ、少しでも公認サークルが活発に活動できるよう活動費等の一部を支援する。また、応援活動を大学から要請された公認サークルについても交通費を支給する。

2 支援対象

- (1) 宮城教育大学が公認する団体で、6月1日を基準日とし、継続届けが所定の期日まで提出され、2年間概ね良好に活動しているサークルに支給する。
- (2) 応援活動を大学から要請された、公認サークルについて交通費を支給する。
- (3) 公認サークルの指導を行うコーチへの交通費助成

3 支援額

(1) 各種大会等

支援の対象となる対外試合は、次のとおりとし、1団体1大会当たり1万円を上限に支援し、超過する場合は、試合に登録する人数に1,000円を乗じた金額を上限に、併せて支援する。ただし、同一団体に対して年3大会以内とする。

- 1) 協会又は連盟が主催する大会
- 2) 教育系大学大会
- 3) 国民体育大会

(2) 各種企画等

定期演奏会、発表会を学外で開催する場合は、1回当たり3万円を上限に支援する。

また、学内での公演は1回当たり1万円を上限に支援する。ただし同一団体に対して年3回以内とする。

(3) 応援活動を大学から要請された公認サークルについては、自宅から試合会場までの交通費とする。

(4) コーチへの交通費助成は、自宅又は勤務場所から本学までの交通費の一部

4 請求方法及び活動報告

支援の申請に当たっては、別紙様式1「課外活動助成申請書」を学生課学生企画係に提出しなければならない。なお、事前に「学外活動届」又は「催物届」を提出しているものを支援の対象とする。

また、活動終了後又は支援金受理後2週間以内に別紙様式2「課外活動報告書」を学生課学生企画係に提出しなければならない。

5 この基準によりがたい場合は、会長及び理事が協議して決定する。

附 則

この基準は、平成20年3月7日から施行する。

この基準は、令和2年3月6日から施行する。

サークルの皆様へ

課外活動助成金を申請されるにあたり、助成を受けた団体には、学生後援会の広報誌等に、助成を受けたことについてコメントをお願いすることがあります。コメントを依頼された際には、後援会から助成を受けたことでどのように活動の幅が広がったのかなどを書いてください。

(併せてサークルのお写真1~2枚が必要になります。)

また、申請が通過した団体については、年度内に助成金の贈呈式を行う可能性がありますので、出席をお願いいたします。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い致します。

国立大学法人宮城教育大学学生後援会 課外活動助成申請書

代表責任者・サークル名等

サークル名 _____

所 属 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

連 絡 先
(T E L) _____ - _____ -

顧問教員等
氏 名 _____ (印)

下記のとおり申請いたします。

記

1. 期 間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

2. 名 称 _____

3. 開催場所
住 所 _____

施設名 _____

4. 参加人数 _____ 人
大会参加の場合は大会登録人数 (うち _____ 人)

5. 活動に対するの意気込み
裏面に記入願います。欄が足りない場合は別に記入しても結構です。

年 月 日

課 外 活 動 報 告 書

代表責任者・サークル名等

サークル名 _____

所 属 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

連 絡 先
(T E L) _____ - _____ - _____

顧問教員等
氏 名 _____ (印)

下記のとおり申請いたします。

記

1. 期 間 _____ 年 月 日 () ~ _____ 年 月 日 ()

2. 名 称 _____

3. 開催場所
住 所 _____

施設名 _____

4. 参加人数 _____ 人
大会参加の場合は大会登録人数 (うち _____ 人)

5. 活動の成績又は自己評価
裏面に記入願います。欄が足りない場合は別に記入しても結構です。

